

消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書

当社は、このたび、平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第21条第1項の規定にもとづき申請を行なった特定小売供給約款以外の供給条件（令和7年7月の検針日から令和7年10月の検針日の前日までの期間実施）において、消費税等相当額を含んだ特別措置の燃料費調整単価等を設定することといたしましたので、電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第28条の規定にもとづき消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を提出いたします。

なお、請求の方法については、従前のとおりでございます。

また、別表(燃料費調整)1(2)ロ(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第3位で、別表(燃料費調整)2に定める基準単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第4位で四捨五入しております。

- (1) 別表(燃料費調整)1(2)ロ(ホ)に定める令和7年7月の検針日から令和7年8月の検針日の前日までの期間に使用される電気および令和7年9月の検針日から令和7年10月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用となる特別措置の燃料費調整単価

区分および単位	特 別 措 置 の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円	円
a 定額制供給の場合		
(a) 定額電灯および公衆街路灯 A 電灯		
10ワットまでの1灯につき	7.77	0.71
10ワットをこえ20ワットまでの1 灯につき	15.54	1.41
20ワットをこえ40ワットまでの1 灯につき	31.07	2.82
40ワットをこえ60ワットまでの1 灯につき	46.61	4.24
60ワットをこえ100ワットまでの1 灯につき	77.68	7.06
100ワットをこえる1灯につき100 ワットまでごとに	77.68	7.06
小型機器		
50ボルトアンペアまでの1機器に つき	23.20	2.11
50ボルトアンペアをこえ100ボルト アンペアまでの1機器につき	46.40	4.22
100ボルトアンペアをこえる1機器 につき100ボルトアンペアまでごと に	46.40	4.22

区分および単位	特 別 措 置 の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円	円
(b) 臨時電灯 A 1 日につき 総容量が50ボルトアンペアまでの場合	0.63	0.06
総容量が50ボルトアンペアをこえ100 ボルトアンペアまでの場合	1.25	0.11
総容量が100ボルトアンペアをこえ 500ボルトアンペアまでの場合100 ボルトアンペアまでごとに	1.25	0.11
総容量が500ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	12.52	1.14
総容量が 1 キロボルトアンペアを こえ 3 キロボルトアンペアまでの場 合 1 キロボルトアンペアまでごとに	12.52	1.14
(c) 臨時電力 契約電力 1 キロワット 1 日につき	13.16	1.20
契約電力0.5キロワットの場合 1 日 につき	6.58	0.60
(d) 農事用電力（脱穀調整用電力） 1 日につき 契約電力		
0.5キロワット	3.29	0.30
1 キロワット	6.58	0.60
2 キロワット	13.16	1.20
3 キロワット	19.74	1.79
3 キロワットをこえ 1 キロワットを 増すごとに	6.58	0.60
b 従量制供給の場合 1 キロワット時につき	2.00	0.18

(2) 別表(燃料費調整) 1 (2) ロ (ホ) に定める令和7年8月の検針日から令和7年9月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用となる特別措置の燃料費調整単価

区分および単位	特 別 措 置 の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円	円
a 定額制供給の場合 (a) 定額電灯および公衆街路灯 A 電灯		
10ワットまでの 1 灯につき	9.32	0.85
10ワットをこえ20ワットまでの 1 灯につき	18.64	1.69
20ワットをこえ40ワットまでの 1 灯につき	37.29	3.39
40ワットをこえ60ワットまでの 1 灯につき	55.93	5.08
60ワットをこえ100ワットまでの 1 灯につき	93.22	8.47

区分および単位	特 別 措 置 の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円	円
100ワットをこえる 1 灯につき100 ワットまでごとに	93.22	8.47
小型機器 50ボルトアンペアまでの 1 機器に つき	27.84	2.53
50ボルトアンペアをこえ100ボルト アンペアまでの 1 機器につき	55.68	5.06
100ボルトアンペアをこえる 1 機器 につき100ボルトアンペアまでごと に	55.68	5.06
(b) 臨時電灯 A 1 日につき		
総容量が50ボルトアンペアまでの場 合	0.75	0.07
総容量が50ボルトアンペアをこえ100 ボルトアンペアまでの場合	1.50	0.14
総容量が100ボルトアンペアをこえ 500ボルトアンペアまでの場合100 ボルトアンペアまでごとに	1.50	0.14
総容量が500ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	15.02	1.37
総容量が 1 キロボルトアンペアを こえ 3 キロボルトアンペアまでの場 合 1 キロボルトアンペアまでごとに	15.02	1.37
(c) 臨時電力 契約電力 1 キロワット 1 日につき	15.79	1.44
契約電力0.5キロワットの場合 1 日 につき	7.90	0.72
(d) 農事用電力（脱穀調整用電力） 1 日につき		
契約電力		
0.5キロワット	3.95	0.36
1 キロワット	7.89	0.72
2 キロワット	15.79	1.44
3 キロワット	23.68	2.15
3キロワットをこえ 1 キロワットを 増すごとに	7.89	0.72
b 従量制供給の場合 1 キロワット時につき	2.40	0.22

(3) 別表(燃料費調整)2に定める基準単価

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
	円	円
(1) 定額制供給の場合 イ 定額電灯および公衆街路灯 A 電灯 10ワットまでの 1 灯につき	0.710	0.065

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
	円	円
10ワットをこえ20ワットまでの 1 灯につき	1.418	0.129
20ワットをこえ40ワットまでの 1 灯につき	2.837	0.258
40ワットをこえ60ワットまでの 1 灯につき	4.255	0.387
60ワットをこえ100ワットまでの 1 灯につき	7.092	0.645
100ワットをこえる 1 灯につき100ワットまでごとに	7.092	0.645
小型機器		
50ボルトアンペアまでの 1 機器につき	2.119	0.193
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの 1 機器につき	4.237	0.385
100ボルトアンペアをこえる 1 機器につき100ボルトアンペアまでごとに	4.237	0.385
ロ 臨時電灯 A		
1 日につき		
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	0.057	0.005
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	0.114	0.010
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	0.114	0.010
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	1.143	0.104
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	1.143	0.104
ハ 臨時電力		
契約電力1キロワット1日につき	1.201	0.109
ニ 農事用電力（脱穀調整用電力）		
1 日につき		
契約電力		
0.5キロワット	0.300	0.027
1キロワット	0.601	0.055
2キロワット	1.201	0.109
3キロワット	1.802	0.164
3キロワットをこえ1キロワットを増すごとに	0.601	0.055
(2) 従量制供給の場合		
1キロワット時につき	0.183	0.017